

## 高病原性鳥インフルエンザへの対応について

## 1 経緯

平成15年 9月 海外で本病の発生がみられる中、防疫体制を強化するため「高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」を制定。  
 ( ・発生時の防疫対応  
 ・本病のサーベイランスの方法 ) 等

平成15年12月 韓国で本病が発生したことを踏まえて、防疫対応の徹底を養鶏業者に対し指導するよう都道府県に再度通知。

平成16年1月12日 山口県において79年ぶりに高病原性鳥インフルエンザが発生。  
 ( ・発生農場：採卵鶏農場(飼養羽数：34,640羽)  
 ・防疫マニュアルに基づき発生農場における全ての飼養鶏の殺処分、汚染物品の埋却、発生農場の周辺地域を対象とした移動制限等のまん延防止措置を実施。 )

2月19日午前0時 移動制限区域内の清浄性が確認されたことから移動制限を解除。

平成16年2月17日 大分県において発生(第2例目)。  
 ( ・飼養状況14羽(チャボ13羽、あひる1羽)  
 ・汚染物品の埋却、発生農場の周辺地域を対象とした移動制限等のまん延防止措置を実施。 )

3月11日午前0時 移動制限区域内の清浄性が確認されたことから移動制限を解除。

平成16年2月27日 京都府において発生(第3例目)。  
 ( ・発生農場：採卵鶏農場(飼養羽数：225,325羽)  
 ・養鶏業者の通報がなく、また、鶏が大量死した後も出荷を続けた結果、出荷先の食鳥処理場で他の鶏に感染するなど影響が拡大。  
 ・発生農場における全ての飼養鶏の殺処分、汚染物品の埋却、発生農場の周辺地域を対象とした移動制限等のまん延防止措置を実施。 )

3月 5日 第3例目の発生農場から北東へ5km離れた農場で発生(第4例目)。  
 ( ・発生農場：ブドウ-農場 飼養羽数：14,996羽  
 ・発生農場における全ての飼養鶏の殺処分、汚染物品の埋却等のまん延防止措置を実施 )

3月31日 国と京都府が第3例目の養鶏業者を告発、逮捕。

4月13日午前0時 移動制限区域内の清浄性が確認されたことから移動制限を解除。

## 2 政府の取組等

3月2日 国内における本病の発生に関して、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、「鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」を設置。

3月16日 鳥インフルエンザ対策に関する関係閣僚による会合により、まん延防止対策の徹底等を内容とする「鳥インフルエンザ緊急総合対策」を取りまとめ。

3月29日 農林水産省に「高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム」を設置し、6月には一定の結論が得られるよう検討を進めているところ。

4月～ 「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案」が5月26日に可決・成立。6月2日に公布・施行。

疾病発生時の届出義務違反に関するペナルティの強化  
移動制限命令に協力した畜産農家に対する助成の制度化 等

## (参考) 諸外国における鳥インフルエンザの発生状況

(OIEホームページ、大使館からの情報等)

国名	発生日	ウイルス型	発生件数	被害状況
韓国	2003/12/12	H5N1	19件	約330万羽処分
ベトナム	2004/1/9	H5N1	1,282件	約662万羽処分
台湾	2004/1/15	H5N2	18件	約5万5千羽処分
タイ	2004/1/22	H5N1	約4,000件	約3,000万羽処分
カンボジア	2004/1/25	H5N1		約4,800羽死亡
インドネシア	2004/1/25	H5N1	127件	約470万羽死亡
ラオス	2004/1/27	H5N1	42件	約2,700羽死亡
パキスタン	2004/1/27	H7	3件	
中国	2004/1/27	H5N1	49件	約900万羽処分
アメリカ	2004/2/7	H7N2、H2N2、 H5N2	14件	約21万3千羽処分
カナダ	2004/2/20	H7N3、H6	41件	約1,900万羽処分
オランダ	2004/3/17	H7、H5	2件	約600羽処分

# 高病原性鳥インフルエンザに係る動物検疫措置について

家畜伝染病予防法の規定に基づき、高病原性鳥インフルエンザの発生国からの家きん（鶏、七面鳥、あひる、うずら及びがちょう）及びこれらの動物由来の肉、卵等の輸入を停止。なお、今般のアジア地域における高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえ、家きん以外の鳥類についても、2月以降、発生国からの輸入を停止。

## 1 現在、輸入停止措置を講じている国等

( 1 ) 香港	: H13(2001)	5/18 ~	( H5N1 )
( 2 ) マカオ	: H13(2001)	5/24 ~	( H5N7 )
( 3 ) イタリア	: H14(2002)	10/23 ~	( H7N3 )
( 4 ) 韓国	: H15(2003)	12/12 ~	( H5N1 )
( 5 ) ベトナム	: H16(2004)	1/ 9 ~	( H5N1 )
( 6 ) 台湾	: H16(2004)	1/15 ~	( H5N2 )
( 7 ) タイ	: H16(2004)	1/22 ~	( H5N1 )
( 8 ) インドネシア	: H16(2004)	1/25 ~	( H5N1 )
( 9 ) カンボジア	: H16(2004)	1/25 ~	( H5N1 )
(10) ラオス	: H16(2004)	1/27 ~	( H5 )
(11) パキスタン	: H16(2004)	1/27 ~	( H7 )
(12) 中国	: H16(2004)	1/27 ~	( H5N1 )
(13) 米国	: H16(2004)	2/ 7 ~	( H5N2,H7N2,H7N3)
(14) カナダ	: H16(2004)	2/20 ~	( H7N3 )
(15) オランダ	: H16(2004)	3/17 ~	( H7,H5)

### 停止対象品目

- ・ 生体（鶏、あひる、七面鳥、うずら及びがちょう）
- ・ 上記動物由来の肉、臓器及びこれらの製品
- ・ 卵及び卵製品 等

(注) 米国については、これまで、弱毒タイプのウイルスであること等を確認した場合、発生州単位（本年2月6日以前：コネチカット州及びロードアイランド州）での輸入停止措置を、ウイルスの毒性が未確認である場合は念のための措置として、米国全土からの輸入を一時停止（2月7日、デラウェア州、その後ニュージャージー州、メリーランド州でも発生）してきたところであるが、2月24日、テキサス州での発生が強毒タイプであることが確認されたため、引き続き、米国全土からの輸入を停止。（なお、テキサス州については5月下旬、弱毒タイプのA Iの発生を確認。）

カナダについては、本年2月20日にブリティッシュ・コロンビア州において発生を確認したことから、カナダ全土からの輸入を停止。その後、ウイルスの毒性が弱毒タイプであること等を確認したことから、3月5日にブリティッシュ・コロンビア州からのみ輸入停止としたところであるが、3月10日、同州で強毒タイプのウイルスも確認されたため、カナダ全土からの輸入を停止。

## 2 過去（H14(2002)～H15(2003)）に輸入停止措置を講じた国（**すでに停止措置は解除**）

- (1) チリ : H14(2002)6月～H15(2003)2月 (H7N3)
- (2) オランダ : H15(2003)3月～H15(2003)8月 (H7N7)
- (3) ベルギー : H15(2003)4月～H15(2003)9月 (H7N7)
- (4) ドイツ : H15(2003)5月～H15(2003)8月 (H7N7)
- (5) デンマーク : H15(2003)9月～H15(2003)12月 (H5)



# 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の概要について

平成16年6月  
農林水産省

## 1 改正の趣旨

高病原性鳥インフルエンザが発生した場合に、よりの確なまん延防止措置が講じられるようにするため、届出義務違反に関するペナルティの強化を図るとともに、移動制限命令に協力した畜産農家に対する助成措置の制度化等を行う。

## 2 改正の概要

### (1) 疾病発生時の届出義務違反に関するペナルティの強化

#### 手当金の不交付

殺処分等の対象となった家畜等の所有者に交付される手当金について、家畜伝染病のまん延防止に必要な措置を講じなかった者に対しては、支払わないこととする。

#### 届出義務に違反した所有者に係る罰則の強化

家畜の所有者が届出義務に違反した場合の罰則を3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げる。

### (2) 移動制限命令に協力した畜産農家に対する助成の制度化

移動制限命令に協力した畜産農家に対し、都道府県が売上げの減少額や飼料費・保管費・輸送費等を助成する場合には、国がその助成額の1/2を負担することとする。

### (3) 都道府県の防疫事務の費用に対する国の負担

都道府県の防疫事務の実態を踏まえ、従来から国が負担しているものに加え、衛生資材の購入費又は賃借料（防護服、車両消毒等）

家畜防疫員が自ら患畜等の死体や汚染物品の焼却・埋却を行った場合の費用について、その1/2を国が負担することとする。

# 家畜伝染病予防法の一部改正に伴う政省令の概要

家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令

## 1 特定家畜等の範囲

法第32条の規定による移動制限等により畜産経営に重大な影響が及ぶため、農家の損失について助成の対象とする家畜等として、家きん（鶏、あひる、うずら及び七面鳥）及び家きんの卵を定める（令第6条）。

## 2 農家に対する助成

農家に対する助成について、法第60条第2項に基づき国が費用を負担する対象として、以下に掲げるものについて、それぞれ農林水産省令で定めるところにより計算した額とする（令第7条）。

家きんについては、売上げの減少額又は飼養を継続するための飼料費、販売困難な場合の処分に必要な焼却費・埋却費・化製費の増加額

家きんの卵については、売上げの減少額又は倉庫等における保管費、保管のために必要となる荷役費、輸送費、販売困難な場合の処分に必要な焼却費・埋却費・化製費の増加額

## 3 施行期日

平成16年6月2日

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

## 1 交付の対象となる額の計算方法（令第7条関係）

令第7条の農林水産省令で定めるところにより計算した額は、次に定める額とする。

### (1) 家きん

次に掲げる額（及び に掲げるものにあつては、通常必要であると認められるものに限る。）の合計額

対象家きん（移動制限により出荷が制限された家きんであって、当該移動制限の期間中に出荷予定日を経過したもの）と同一の種類の家きんの当該対象家きんが取引された日における市価の平均額から、当該対象家きんの取引価格の平均額を減じて得た額に、当該対象家きんの数量を乗じて得た額

対象家きんの出荷予定日から出荷の日までの間の飼料費の実費

販売又は飼養の継続が困難であるため、やむを得ず処分した対象家きんの焼却費、埋却費又は化製費の実費

## (2) 家きんの卵

次に掲げる額（ から までに掲げるものにあつては、通常必要であると認められるものに限る。）の合計額

対象卵（移動制限により出荷が制限された家きんの卵）と同一の種類の家きんの卵の当該移動制限の期間中における市価の平均額から、当該対象卵の取引価格の平均額を減じて得た額に、当該対象卵の数量を乗じて得た額

対象卵の保管施設における保管料又は荷役費の実費

対象卵の保管施設までの輸送費の実費

販売が困難であるため、やむを得ず処分した対象卵の焼却費、埋却費又は化製費の実費

## 2 手当金の不交付の対象者

法第58条第1項ただし書の農林水産省令で定める者は、家畜伝染病予防法若しくは同法に基づく命令その他家畜衛生関係法令の規定又はこれらに基づく処分に違反して、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じず、当該手当金の交付の原因となった疾病の発生又はまん延を招いたと認められる者とする。

## 3 施行期日

平成16年6月2日



# 高病原性鳥インフルエンザ対策本部決定事項

## 高病原性鳥インフルエンザ対策の強化

平成16年5月26日

### 1 感染経路の早期究明

感染経路究明チームにおいて、6月中には一定の結論が得られるよう検討

上記検討結果を踏まえた、発生防止対策の評価・検討

### 2 よりの確かつ効率的な防疫措置の確立

諸外国における大規模発生への対応事例の調査・我が国への適用の可否を検討

万が一に備えたワクチンの具体的な使用方針の明確化

上記を踏まえた、防疫マニュアルの改訂・見直し

防疫に関する演習、研修会等の実施

専門家の迅速な派遣等人的支援体制の整備

### 3 消費者、生産者、関係業者等へのわかりやすい情報提供

正確でわかりやすい資料の作成

上記資料等を活用した消費者、生産者、関係業者等への迅速かつ正確な情報提供の推進